

市役所庁舎建設のお知らせ No.4

◆第2回砂川市庁舎建設検討審議会を開催しました◆

11月17日(木)に第2回審議会を開催し、新庁舎の基本理念、建設の基本方針、機能、想定規模、建設場所について協議を行いました。なお、今回審議した内容については、引き続き検討を進めることとしました。

■基本理念・基本方針

新庁舎建設にあたっては、現庁舎が抱える課題の解決にとどまらず、市民の利便性や快適性の向上を図り、市民に親しまれる庁舎であるとともに、職員の業務効率の向上等による質の高い市民サービスの提供を目指す必要があります。そのようなことから、次の基本理念・基本方針(案)について協議を行いました。

基本理念	基本方針
1 市民の安全・安心を求める庁舎	①防災・救援拠点としての機能を備えた庁舎
2 ユニバーサルデザインの導入や省資源・省エネルギーに対応した人と環境に優しい庁舎	②すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎 ③省資源や省エネルギー化など環境に配慮した庁舎
3 市民に親しまれ、市民交流・協働の拠点として開かれた庁舎	④利便性・快適性の高い庁舎 ⑤周辺環境と調和し、まちづくりに配慮した庁舎
4 機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎	⑥多様化する行政需要に対応可能でコンパクトな庁舎

■新庁舎の機能

新庁舎の機能についての基本的な考え方の協議を行いました。

- (1)防災拠点機能 災害対策本部としての機能が十分に発揮することができる設備機能を備えます。
- (2)窓口機能 窓口は、低階層に配置し、安心してプライバシーが守れる機能を検討します。
- (3)市民活動機能 分かりやすく、利用しやすい庁舎および市民交流やにぎわいの生まれる場を提供します。
- (4)執務機能 時代の変化に対応できる機能的で柔軟性のあるオープンフロアを基本とします。
- (5)議会機能 将来的な変動にも柔軟に対応でき、市民が傍聴しやすく開かれた議場を目指します。
- (6)施設管理、運用機能 情報化社会に対応し、省エネルギー化など経済性を兼ねた庁舎とします。

■庁舎の想定規模

新庁舎の想定規模を国土交通省の基準などにより、おおむね5,500㎡として協議を行いました。なお、想定規模は現段階の概算値ですので、今後、必要施設の整理を行いながら決定していきます。

■建設場所

建設場所については、候補地8か所について「立地条件と防災性」「市民の利便性」「地域活性化」「事業の経済性」「事業の実現性」の5項目について比較検討を行った結果、5か所に絞り込まれ、また、新たに1か所の候補地が追加され、今後は6か所の候補地について、継続して検討を進めることになりました。

◆ 前回までの検討候補地

①現在地(西6条北3丁目)
②公民館駐車場(西7条北3丁目)
③旧中央小跡地(西3条北7丁目)
④旧砂川北高跡地(晴見2~3条北10丁目)
⑤駅前地区(東3条北3~5丁目)
⑥旧パチンコ店跡地(西1条北2丁目)
⑦駅前地区(東2条北2丁目)
⑧現在地周辺(西5~7条北4丁目)



◆ 今後の検討候補地

①現在地(西6条北3丁目)
②公民館駐車場(西7条北3丁目)
③旧パチンコ店跡地(西1条北2丁目)
④駅前地区(東2条北2丁目)
⑤現在地周辺(西5~7条北4丁目)
⑥旧鉄道官舎用地(東3条南4丁目)

前回までの検討候補地の「③旧中央小跡地」「④旧砂川北高跡地」「⑤駅前地区」は「市民の利便性」や「地域活性化」の点で評価が低いことから候補地から外されました。また、新たに今後の検討候補地の「⑥旧鉄道官舎用地」が候補地として追加されました。

※ 審議会の会議録、資料は市ホームページからご覧になれます

第3回砂川市庁舎建設検討審議会を開催します

- ◆とき 12月21日(木) 午後6時~ ◆ところ 市役所3階大会議室
- ※ 傍聴を希望される方は開始時間の5分前までに受付をしてください

【お問い合わせ】 市長公室課 ☎ 2121